

契約情報の調査及び分析・評価作業

仕様書

1. 件名

契約情報の調査及び分析・評価作業

2. 目的及び概要

本件は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という。）が令和9年度に用いる「予定価格積算基準の算定基礎資料」を得るために行うものであり、「物品製造、保守等の製作・役務単価」、「コンピュータ・プログラム等単価」、「年間常駐役務等単価」及び一般管理費率、利益率、間接経費率等（以下、「単価等」という。）について、有価証券報告書等を基に分析・評価を実施するものである。

3. 納期

令和8年12月21日（月）

4. 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

財務契約部 審査管理課内 指定場所

5. 作業内容

（1）労務費単価の調査と分析

機構の積算基準となる労務費単価を算出するための基礎データの取得及び分析を実施する。

①分析対象単価

- ・「物品製造、保守等の製作・役務単価」
- ・「コンピュータ・プログラム等単価」
- ・「年間常駐役務等単価」

②調査対象企業

国内企業約1,000～2,000社とする。

機構と取引のある企業を含めての同業社を対象とする。

③調査方法

受注者は、以下の方法で調査を行うものとする。

- a. 有価証券報告書又は会社法第435条第2項で作成が義務付けられている計算書類を入手する。
- b. 有価証券報告書又は会社法第435条第2項で作成が義務付けられている計算書類及び機構が提供する過去の見積書を基に「5.（1）④」の記載に従い分析を実施する。
- c. ※上場企業については、企業の公開情報等から情報を入手する。非上場企業については、機構が貸与する株式会社東京商工リサーチから入手するデータを使用する。

d. 分析結果は、1冊にまとめて報告書を納入する。

④分析・評価内容

有価証券報告書又は会社法第435条第2項から「利益額」、「利益率」を用いて一般管理費率及び利益率を算定する。

(2) 統計資料に基づく検証

公的な統計調査の調査結果に基づく「物品製造、保守等の製作・役務単価」、「コンピュータ・プログラム等単価」及び「年間常駐役務等単価」の変動率の算定を行う。

(3) ランクの定義

「5.(1)」及び「5.(2)」の結果をもとに、労務費単価の企業ランクの定義を提案する。

(4) その他

単純な集計や統計処理にとどまらず、価格調査機関の専門的知見及び統計的手法を活用し、外れ値や整合性を欠く値等が含まれる場合には、その影響を適切に補正又は排除する等の分析的対応を行う。また、過年度に機構が用いた単価水準との連続性や整合性に留意のうえ、市場実勢を的確に反映した合理的かつ妥当性のある単価の算定方法を検討する。

6. 提出図書

図書名	提出時期	確認
調査報告書	作業終了後速やかに	不要
調査実施計画書	契約後速やかに	要
調査工程表	契約後速やかに	要
集計要領書	集計開始前	要
集計計算書	作業終了後速やかに	不要
図書の電子データ	作業終了後速やかに	要
その他必要に応じた書類	その都度、協議による	不要

(提出方法) 本部 財務契約部 審査管理課に電子データにて提出すること。

7. 検収条件

「5.(1)④」に定めた「分析・評価の内容」及び「5.(2)」の結果が本仕様書における記載事項を全て満たしていること、及び6.に定める提出図書の確認をもって検収とする。

8. 特記事項

(1) 受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発

表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。
また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

9. 検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生した場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. 協議

本仕様書に記載されている事項等について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うこと。
なお、本仕様書に記載されていない事項については、必要に応じて協議すること。

以 上